

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

| 日時 | 場所 |
|--------------------------|------------------------------|
| 平成二十九年四月十六日（日） 午後二時から | 橿原市役所四階大会議室（橿原市八木町一丁目一番地の一八） |

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

| 種類及び名称 | 都市計画を変更しようとする土地の区域 |
|---------------------------|--|
| 大和都市計画道路三・四・八〇九号 縄手見瀬線 | 橿原市縄手町、四分町、城殿町、石川町、 五条野町、田中町、大軽町及び見瀬町 |

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び橿原市都市総合政策部地域創造課において、平成二十九年三月十七日（金）から同月三十一日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（橿原市の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇番地）に平成二十九年三月三十一日（金）までに必着す

るよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話

○七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話

○七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒井正吾様

住 所
氏 名
職 業
年 齢
電話番号

平成29年3月17日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に出席し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1 公述する都市計画道路の名称

(路線名：都市計画道路 縄手見瀬線)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。